

個別予防接種に関する契約書

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条及び第6条の規定により実施する個別予防接種に関して、依頼者 身延町長 望月幹也（以下「甲」という。）と（医療機関名称）
（代表者職氏名）
（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、当該予防接種が円滑に遂行されるよう相互に協力するものとする。

2 個別接種を行う予防接種の種類は、次のとおりとする。（契約する個別予防接種の種類に✓を付す。）

- | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> MR | <input type="checkbox"/> 風しん | <input type="checkbox"/> 高齢者インフルエンザ |
| <input type="checkbox"/> 高齢者肺炎球菌 | <input type="checkbox"/> 新型コロナ | <input type="checkbox"/> 帯状疱疹 |

（個別接種の方法）

第2条 接種の方法については、予防接種法及び同法関係政省令による。

（料金及び請求支払方法）

第3条 料金、請求支払方法は次のとおりとする。

- （1）接種料金は、別に定める予防接種請求書記載の料金とする。
- （2）乙は、別に定める予防接種請求書により甲に接種料金を請求するものとする。
- （3）甲は、乙が指定した口座に接種料金を支払うものとする。

（健康被害への対応）

第4条 予防接種に関して被接種者に健康被害が発生したときは、甲がその処理にあたり賠償責任を負担し、補償その他必要な措置を講じるものとする。

2 乙が被接種者から健康被害賠償の訴を提出された場合には、甲は全面的に乙に協力し、乙が賠償責任を負担しなければならないときは、乙に故意又は重過失のない限り甲がその損失を補填するものとする。

3 健康被害が、乙の責に帰すべからざる事由により生じたにもかかわらず、乙がその健康被害に関連して医業上の不利益その他の損失を被った場合、又はそのおそれがある場合には甲はその損失を補填し、また防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（その他）

第5条 本契約に定めのない事項については、甲乙共に、誠意を持ってその都度協議するものとする。

(契約の期間)

第6条 本契約の有効期間は契約締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この契約は1年間同一条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。

第7条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。
この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県南巨摩郡身延町切石350番地

身延町長 望 月 幹 也 印

乙 (所在地)

(医療機関名称)

(代表者職氏名) 印